

Gprゴルフスクール利用規約

第1条(目的)

- 会員様(以下本会員という)が、和幸カントリー倶楽部(以下本倶楽部という)内の施設を利用して、心身の健康維持、増進、ゴルフの上達、会員相互の親睦を図るとともに倶楽部ライフをエンジョイすることを目的とします。

第2条(入会資格)

本会員への入会資格を有する方は、規約を承認し入会を希望する方とします。また、次の場合は入会することが出来ません。

- ① 本倶楽部が他の会員様に迷惑をかける恐れがあると判断した方
- ② 年齢制限は設けないが、本倶楽部からの注意事項の理解等、利用に関して安全を確保出来ないと判断した方
- ③ 反社会勢力と何らかの関わりがある方

第3条(会員証：ICカードについて)

- ① 本会員には、会員専用のICカードを発行し、これを貸与するものとします。このカードは会員証でもあり、施設を特典利用するときは、会員証を必ず携帯し、提示しなければなりません。
- ② 会員資格を喪失した時は、速やかに会員証を返還しなければなりません。
- ③ 紛失したときは、所定の方法にて再発行の手続きを行ってください。なお、カードの再発行には300円の手数料が必要です。

第4条(登録料)

- 新規でのお申込みの場合、申込みの段階で2,000円を頂戴致します。
- 退会後も随時再入会は可能です。ただし、再入会される場合は改めて登録料を頂戴致します。

第5条(会費)

- ① 入会における最少単位は2か月からとなります。
- ② 月会費としてお支払い頂く際には、クレジット決済を利用し、事前の登録が必要となります。
- ③ 会員の期間中は、利用の有無にかかわらず、毎月の月会費は納入して頂きます。一度納入された月会費は、理由を問わず一切払い戻し致しません。
- ④ 利用回数の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月までは月会費のお支払いが必要となります。お客様からのお申し出がない限り、毎月継続して課金させていただきます。
- ⑤ 月会費を滞納している本会員は、施設の御利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。

この項の効力は滞納2ヵ月後より発動とさせていただきます。

第6条(退会)

- 会員様のご都合による退会は、必ず退会希望月の前月10日までに書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。
- ① 基本的にはご来店でのお申込みとなりますが、ご都合によりFAXまたはホームページでの受付も可能となっております。フロントにてお問合せください。
 - ② 未払い料金がある場合は完納しなければなりません。

第7条(会員資格の譲渡、貸与)

- 本会員は、いかなる場合も、その会員資格を譲渡または貸与することは出来ません。

第8条(会員除名)

本会員がいずれかに該当した場合、資格停止処分あるいは除名処分等の処置をなすことが出来ます。

- ① 本規約に定める規則に違反したとき
- ② 会費、諸料金の支払いを怠ったとき(2ヶ月間の会費を滞納された場合は、自動的に退会手続きをお取りいたします)

- ③ 本倶楽部が会員としてふさわしくないと判断したとき
- ④ 下記禁止事項の行為を行ったとき
- ⑤ その他、本規約本条に準ずる行為をしたとき

第9条(会員特典)

- 特典利用に際しましては、カードの提示をお願いします。
- サービス内容や料金に関しましては、変更される場合がございます。

第10条(損害賠償)

- ① 本倶楽部の施設利用に際して、本人または第3者に生じた人的・物的事故について、本倶楽部は一切損害賠償の責を負いません。
- ② 本会員が施設利用に際して本倶楽部または第3者に損害を与えた場合、すみやかにその賠償の責に任じるものとします。

第11条(盗難)

- 本会員が本倶楽部の利用に際して生じた盗難については、一切損害賠償の責を負いません。また、本倶楽部では所定の貴重品BOX以外では貴重品を預かることは致しません。

第12条(紛失物・忘れ物・放置物)

- 本会員が施設利用に際して生じた紛失については、本倶楽部は一切損害賠償・補償等の責を負いません。忘れ物・放置物については、原則として1ヶ月間保管した後、処分させていただきます。

第13条(禁止事項)

- ① 許可無く本倶楽部内で物品の売買やゴルフレッスン等の営業行為や勧誘すること

- ② 従業員の業務を妨げる行為
- ③ 他人の施設利用を妨げる行為
- ④ その他、本条各号に準ずる行為

第14条(休講)

- ① 本スクールは予め指定する期間を臨時休講とする場合がありますので、ご確認の上、受講ご利用ください。
- ② 上記休講のほか、本スクールは施設改装、改造、修理、その他の工事の場合、及び、気象、災害等により営業が不可能と判断した場合は休講とさせていただきます。

第15条(ビジター)

ゴルフレッスンで、ご提供出来るサービスもございます。尚、ビジターについても本規約は適用されます。

第16条(受講プランについて)

- 月10回
- 月5回
- 月2回

あらかじめ、どちらのプランで受講するかお決めください。

プラン変更は、前月の10日までにお申し出くださいましたら、随時可能です。

- 設定プラン以上の受講(追加受講)も随時可能です。その都度フロントにて、現金もしくはクレジットカードでご精算ください。

第17条(受講について)

- レッスンを受講するために、あらかじめ下記の条件でご予約が必要です。

- ① お一人様最大予約個数は、受講プランの回数(2回もしくは5回)に準じます。
 - ② 常時31日先までのスケジュールが予約可能
 - ③ 最初に設定する基本回数(2回もしくは5回、10回)は、必ず当月内に受講ください。いかなる場合でも、翌月に持ち越すことは出来ません。
- キャンセルは、受講開始時間より30分前までにお申し出下さい。それ以降につきましては、キャンセルフィーを頂きます。
 - 受講開始時間より15分過ぎますと受講出来ません。また、その際はキャンセル扱いでキャンセルフィーを頂きます。
 - それぞれのクラスで利用時間が決まっております。ご利用は時間厳守でお願い申し上げます。
 - レンタルクラブは無料となっております。ご利用の際はお申し出ください。

第18条(規約の改定)

- 本倶楽部は必要と認めた場合、本規約の改定を行うことができます。尚、改定内容は全会員様に適用されるものとします。

株式会社 和幸